



障害のある方に手当を支給

重度の障害があるために日常生活で特別の介護を必要とする在宅等の障害者に、県では各種手当を支給しています。詳しくは、問い合わせください。

特別障害者手当

精神・身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に、手当を支給します。

▼支給要件
・次の障害を重複していること

- ①両眼の視力の和が0・04以下の方
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するまたは両上肢のすべての指を欠く方、若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する方
- ④両下肢の機能に著しい障害を有する方または両下肢を足関節以上で欠く方
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がるができない程度

度の障害を有する方

- ⑥身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を足すことができない程度の方
- ⑦精神の障害で①から⑥と同程度以上と認められる程度の方

・身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと

- ・病院・診療所に継続して3カ月を超えて入院していないこと
- ▼所得制限Ⅱ本人所得または扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません
- ▼支給月額Ⅱ26,440円
- ▼支給月Ⅱ2月・5月・8月・11月の年4回

障害児福祉手当

精神・身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に、手当を支給します。

▼支給要件

- ・次の障害を有していること
- ①両眼の視力の和が0・02以下の方
- ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方
- ③両上肢の機能に著しい障害

認められる程度の方
・重症心身障害児施設等の施設に入所していないこと
・国民年金法による障害年金等の年金たる給付で障害を支給事由とする給付を受けていないこと

を有する方

- ④両上肢のすべての指を欠く方
- ⑤両下肢の用を全く廃した方
- ⑥両大腿を2分の1以上失つた方
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有する方
- ⑧身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑦と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を足すことができない程度の方
- ⑨精神の障害で①から⑧程度以上と認められる方
- ⑩身体の機能の障害若しくは病状・精神の障害が重複する場合であつて、その状態が①から⑨と同程度以上と

特別児童扶養手当

精神・身体に重度または中度の障害を有するため、日常生活で介護を必要とする20歳未満の児童を育てている家庭に支給される手当です。手当はその児童の父母若しくはその養育者に支給されます。

▼支給要件

- ・次のいずれかに該当していること
- ①重度(中度)知的障害児または重度(中度)身体障害児を監護している父母

②父母に監護されていない重度(中度)知的障害児または重度(中度)身体障害児を養育同居し、かつ生計を維持している養育者

▼所得制限Ⅱ受給者本人の前年所得が扶養親族1人の場合497万6千円(1人増すごとに38万円加算)または配偶者・扶養義務者の所得が65万3千円(扶養者1人増すごとに21万3千円加算)を超えるときは支給されません

▼支給月額(平成21年度)
・重度障害児(1級)を監護する方
50,750円/1人

・中度の障害児(2級)を監護する方
33,800円/1人

▼支給方法Ⅱ受給者名義の指定金融機関の口座に振込み

▼提出書類Ⅱ①認定請求書、②戸籍謄本、③世帯全員の住民票の写し、④診断書(療育手帳または身体障害者手帳の写しで診断書にかえられる場合があります)

■ 町社会福祉児童課 社会福祉班
☎(70)03330

町障害者計画(後期計画)を策定

本町では平成15年3月に町障害者計画を策定し、障害者の方々に配慮した町づくりの実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、計画策定から5年を経過し、平成18年には障害者自立支援法が制定されるなど、障害者を取り巻く環境は変化しています。こうした障害者の取り巻く環境の変化を踏まえ、障害者福祉に

関する制度の変化や多くの課題に対応し、福祉サービスの充実、地域生活への移行や就労支援等を推進していくために、町民・学識経験者・障害当事者などによる策定懇談会で検討。アンケート調査や障害者団・町民意見公募などによる意見も踏まえて、町障害者計画(後期計画)を策定しました。

今後この計画に沿って障

害者の自立と社会参加を促進し、地域の中ですべての人たちが協力しながら生きることのできる社会の実現を目指して、各施策の実施に努めていきます。なお、計画は閲覧できます。

▼閲覧場所

- 役場受付行政情報コーナー、中部コミュニティセンター、白里出張所、社会福祉児童課

※町ホームページでも閲覧できます

町社会福祉児童課 社会福祉班
☎(70)03330

地域包括支援センターだより 23

筋力トレーニングでいきいき 活力ある毎日を

普段から積極的に身体を動かしていますか。筋力は何もしないでいると知らず知らずのうちに衰えていきます。筋力を強化することで生活習慣病の予防や肩こり、腰痛、ひざ痛、骨粗しょう症などの予防や改善ができます。

「簡単で手軽に楽しく」自宅のできる筋力アップの運動を体験できる悠々セミナーに、皆さんも参加してみませんか。

●悠々セミナーの日程・内容

	いきいきコース(水曜日開催)	ゆったりコース(木曜日開催)
実施日	6月10日/7月8日/8月12日/9月9日/10月14日/11月11日/12月9日/1月13日	6月4日/7月16日/8月6日/9月3日/10月15日/11月12日/12月10日/1月14日
場所	中部コミュニティセンター	保健文化センター
対象	町内に住所を有する65歳以上の方	
内容	筋力トレーニングや音楽にあわせての健康体操など(全8回)	
申込方法	健康介護課高齢者支援班または白里出張所に備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入して提出してください ※印鑑持参	
参加費	1,000円	

申・問健康介護課高齢者支援班 ☎(70)03332 FAX(70)1093

ねんきんナビ

60歳以降も国民年金に加入できます

国民年金の加入期間は通常、20歳から60歳までですが、納めていない期間があつて老齢年金が受けられない方、また、受け取る年金額を増やしたいという方は、届出により引き続き65歳になるまで任意加入できます。

ただし、保険料の未納がなく満額の老齢基礎年金を受けられる方、厚生年金や共済年金に加入中の方、または老齢基礎年金を繰り上げて受けている方は任意加入できません。

〈70歳までの特例〉

65歳になっても加入期間が300月に満たず、月数不足で年金を受けられないときは、さらに70歳まで加入できる特例があります。

問住民課国保年金班

☎(70)0334